

本文書は、日本企業の中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティューワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

著名商標認定・保護規定

(2014年7月3日国家工商行政管理総局令第66号として発布、発布日から30日後施行)

第1条 著名商標の認定作業を規範化し、著名商標保有者の適法な権益を保護するため、「中華人民共和国商標法」(以下「商標法」という。)及び「中華人民共和国商標法实施条例」(以下「实施条例」という。)に基づき、本規定を制定する。

第2条 著名商標は、中国において関係する公衆に広く知られている商標である。

関係する公衆には、商標が表示された特定の商品又は役務の使用と関係のある消費者、前述の商品を生産し、又は役務を提供するその他の経営者並びに取次販売ルートにおいて関係する販売者及び関係者等が含まれる。

第3条 商標局及び商標評審委員会は、当事者の請求並びに事件の審査及び処理の必要に基づき、商標登録審査、商標紛争処理及び工商行政管理部門による商標違法事件の調査処理の過程における著名商標の認定及び保護に責任を負う。

第4条 著名商標の認定は、事件ごとの個別認定及び受動的保護の原則に従う。

第5条 当事者は、商標法第33条の規定により商標局に異議を申し立て、かつ、商標法第13条の規定により著名商標保護を請求する場合には、商標局に対して著名商標保護に係る書面請求を提出し、かつ、当該商標が著名商標を構成することの証拠資料を提出することができる。

第6条 当事者は、商標の不登録に対する復審事件及び無効宣告請求事件において商標法第13条の規定により著名商標保護を請求する場合には、商標評審委員会に対して著名商標保護に係る書面請求を提出し、かつ、当該商標が著名商標を構成することの証拠資料を提出することができる。

第7条 著名商標保護に関わる商標違法事件は、市(地、州)級以上の工商行政管理部門が管轄する。当事者は、商標違法行為の調査処理を工商行政管理部門に請求し、かつ、商標法第13条の規定により著名商標保護を請求する場合には、違法行為発生地(市(地、州)級以上の工商行政管理部門)に対して申立てを行い、かつ、著名商標保護に係る書面請求を提出し、当該商標が著名商標を構成することを証明する証拠資料を提出することができる。

第8条 当事者は、著名商標保護を請求する場合には、信義誠実の原則に従い、かつ、事実及び提出する証拠資料の真実性について責任を負わなければならない。

第9条 下記の資料は、商標法第14条第1項の規定に適合することを証明する証拠資料とすることができる。

(一) 関係する公衆の当該商標に対する認知度を証明する資料

(二) 当該商標の使用及び登録の履歴及び範囲に係る資料のような、当該商標の継続的な使用期間を証明する資料。当該商標が未登録商標である場合には、その継続的な使用期間が5年間を下回らないことを証明する資料を提供しなければならない。当該商

標が登録商標である場合には、その登録期間が3年間を下回らないこと又は継続的な使用期間が5年間を下回らないことを証明する資料を提供しなければならない。

- (三) 直近3年間における広告宣伝及び販促活動の方式、地域範囲、宣伝媒体の種類並びに広告投入量等の資料のような、当該商標の一切の宣伝作業の継続期間、程度及び地理的範囲を証明する資料
- (四) 当該商標が過去に中国又はその他の国・地域で著名商標として保護を受けていたことを証明する資料
- (五) 当該商標を使用した主要商品の直近3年間における販売収入、市場占拠率、純利益、納税額、販売エリア等の資料のような、当該商標の著名性を証明するその他の証拠資料

前項にいう「3年間」及び「5年間」とは、異議を申し立てられた商標の登録出願日又は無効宣告請求を申し立てられた商標の登録出願日の前における3年間及び5年間、並びに商標違法事件の調査処理において著名商標保護請求を申し立てられた日の前における3年間及び5年間をいう。

第10条 当事者が本規定の第5条及び第6条の規定により著名商標保護請求を申し立てた場合には、商標局及び商標評審委員会は、商標法第35条、第37条及び第45条所定の期間内に遅滞なく処理をしなければならない。

第11条 当事者が本規定第7条の規定により商標違法行為の調査処理を工商行政管理部門に請求した場合には、工商行政管理部門は、申立資料に対して審査確認を行い、「工商行政管理機関行政処罰手続規定」の関係規定により、立件するか否かを決定しなければならない。立件することを決定した場合には、工商行政管理部門は、当事者が提出した著名商標保護請求及び関連証拠資料が商標法第13条及び第14条、実施条例第3条並びに本規定第9条の規定に適合するか否かについて初歩的な照合確認及び審査を行わなければならない。初歩的な審査確認の結果、規定に適合している場合には、立件日から30日以内に著名商標認定の指示請求及び事件資料の副本を上級の工商行政管理部門に一括で送付しなければならない。審査の結果、規定に適合していない場合には、「工商行政管理機関行政処罰手続規定」の規定により遅滞なく処理をしなければならない。

第12条 省(自治区、直轄市)工商行政管理部門は、当該管轄区内の市(地、州)級工商行政管理部門から送付された著名商標認定の関連資料が商標法第13条及び第14条、実施条例第3条並びに本規定第9条の規定に適合するか否かについて照合確認及び審査を行わなければならない。審査確認の結果、規定に適合している場合には、著名商標認定の関連資料を受領した日から30日以内に著名商標認定の指示請求及び事件資料の副本を商標局に一括で送付しなければならない。審査の結果、規定に適合していない場合には、関係資料を原立件機関に返送し、当該機関に「工商行政管理機関行政処罰手続規定」の規定により遅滞なく処理をさせなければならない。

第13条 商標局及び商標評審委員会は、著名商標を認定する際に、商標法第14条第1項及び本規定第9条に掲げる各要素を総合的に考慮しなければならない。但し、全要素を満たしていることを前提とはしない。

商標局及び商標評審委員会が著名商標を認定する際に、地方工商行政管理部門による関係状況の照合確認が必要とされる場合には、関連する地方工商行政管理部門は、これに協力しなければならない。

第14条 商標局は、省(自治区、直轄市)工商行政管理部門から送付された著名商標認定の関連資料について審査を行ったうえで、著名商標を構成すると認定した場合には、指示請求を送付した省(自治区、直轄市)工商行政管理部門に対し、認可回答を与えなければならない。

立件した工商行政管理部門は、商標局が認定の認可回答を与えてから60日以内に法により処理し、かつ、行政処罰決定書の写しを所在省(自治区、直轄市)工商行政管理部門に提出しなければならない。省(自治区、直轄市)工商行政管理部門は、提出された行政処罰決定書の写しを受領した日から30日以内に事件処理状況及び行政処罰決定書の副本を商標局に送付しなければならない。

第15条 各級の工商行政管理部門は、商標の登録及び管理業務において、著名商標に対する保護を強化し、権利者及び消費者の適法な権益を維持保護しなければならない。商標違法行為に犯罪の疑いがある場合には、事件を遅滞なく司法機関に移送しなければならない。

第16条 商標登録審査、商標紛争処理及び工商行政管理部門による商標違法事件の調査処理の過程において、当事者は、商標法第13条の規定により著名商標保護を請求する場合には、当該商標が過去に我が国において著名商標として保護を受けていたことに係る記録を提供することができる。

当事者が著名商標保護を請求する範囲が、既に著名商標として保護されている範囲と基本的に同一であり、かつ、相手方当事者が当該商標の著名性について異議のない場合、又は異議はあるものの異議の理由及び提供された証拠が当該異議を裏付けるのに明らかに不足する場合には、商標局、商標評審委員会及び商標違法事件立件部門は、当該保護記録に基づき、関連証拠を併せ考慮して、当該商標に著名商標保護を与えることができる。

第17条 商標の違法事件において、当事者が虚偽を弄し、又は虚偽の証拠資料を提供する等の不正手段により著名商標保護を騙取した場合には、商標局は関係商標に対して既に下されている認定を取り消し、かつ、著名商標認定の指示請求を送付した省(自治区、直轄市)工商行政管理部門に通知する。

第18条 地方工商行政管理部門が本規定第11条若しくは第12条の規定に違反して著名商標認定の関連資料に対する照合確認及び審査の職責を履行しなかった場合、本規定第13条第2項の規定に違反して協力を行わず、若しくは照合確認の職責を履行しなかった場合、又は本規定第14条第2項の規定に違反して期限を過ぎても商標違法事件について処理をせず、若しくは期限を過ぎても処理状況を送付しなかった場合には、1級上の工商行政管理部門が通報をし、かつ、是正を命ずる。

第19条 各級の工商行政管理部門は、著名商標認定業務の監督検査制度を確立し、健全化しなければならない。

第20条 著名商標の認定及び保護に関連する作業に関与する人員が職務を懈怠し、職権を濫用し、私利を図り、著名商標認定の関係事項を違法に処理し、当事者から金品を收受し、不正な利益を取得した場合には、関係規定により処理をする。

第21条 本規定は、発布の日から30日後に施行する。2003年4月17日に国家工商行政管理総局が発布した「著名商標認定・保護規定」は、同時に廃止する。

(法令原文名称：驰名商标认定和保护规定)